

議案第 32 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 3 月 6 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 226 号)が平成 28 年 5 月 25 日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 400 号)が平成 28 年 12 月 26 日にそれぞれ公布され、ともに平成 29 年 1 月 1 日から施行されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 17 条の 4 において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 17 条の 4 第 1 項第 1 号中「また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に

関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第 2 号中「26 万 5 千円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

第 21 条第 2 項第 1 号中「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号（行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の箱根町国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。